

保 険 料 計 算 書

(組合名

)

(年)

科 目	金 額		
	決済用貯金	一般貯金等	合 計
I 貯 金 等			千円
1 貯金			
2 定期積金	—		
3 指定金銭信託合同運用口及び貸付信託	—		
4 農林債券	—		
II 除かれる貯金等			千円
1 外貨貯金	—		
2 譲渡性貯金	—		
3 特別国際金融取引勘定において経理された貯金	—		
4 日本銀行、農水産業協同組合その他の金融機関からの貯金等			
5 農林債券(募集債又は債券が交付されたもの)	—		
6 農水産業協同組合貯金保険機構からの貯金等			
7 無記名貯金等			
8 振替貸付信託受益権	—		
III 特定決済債務		—	千円
IV 基準貯金等(I - II + III)			千円
V 保険料 (基準貯金等(IV) × 保険料率)	(決済用貯金に係る 保険料率 %)	(一般貯金等に係る 保険料率 %)	円

(備考)

- Iの1から4までは、法第2条第2項第1号から第4号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。また、平成15年6月30日までに納付する場合において、決済用貯金は令附則第4条に掲げるものに該当するものとする。
- IIの1は法第51条第1項に規定するものに該当するものとする。IIの2及び3は、令第6条第1号及び第2号に、IIの4は同条第3号及び第4号に、IIの5から8までは同条第5号から第8号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。ただし、IIの1又は4に該当する貯金で特別国際金融取引勘定において経理された貯金については、IIの3に計上し、IIの1又は4には計上しないこととする。また、IIの4（特別国際金融取引勘定において経理された貯金を除く。）に該当する貯金で外貨貯金の性質を有するものは、IIの1に計上し、IIの4には計上しないこととする。なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等については、IIの4には含まれない。
- IからIIIまでの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。なお、その場合であってもIからIIを差し引いた上IIIを足した計数がIVに合致するよう調整して記載することとする。
- IIIの特定決済債務の額については、特定決済債務に係る保険料の額が決済用貯金に係る保険料の額を定める法第51条の2第1項の規定を読み替えて適用することにより算出されることから、決済用貯金の欄に記載することとする。（ただし、平成15年6月30日までに納付する保険料に係る保険料計算書においては、ゼロを記載する。）
- Vの決済用貯金に係る保険料率及び一般貯金等に係る保険料率は、法第51条の2第1項に規定する率及び法第51条第1項に規定する保険料率にそれぞれ該当するものとする。
- 保険料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ての上記載する。

担当部課名 (電話番号)

担当者名 (FAX番号)